

# 石川県公報

平成28年7月5日  
第12915号(火曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

目	次
告示 ○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課) 1	選挙管理委員会 ○政治団体の収支報告書(平成26年分)の訂正願の要旨の公表 2
公告 ○特定非営利活動法人の設立認証申請公告(県民交流課) 1	

## 告示

### 石川県告示第349号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成28年7月5日

石川県知事 谷本正憲

- 失効した知事指定薬物の名称
  - 1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類
  - 1-ペンチル-N-(キノリン-8-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
  - エチル-2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類
  - メチル-2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類
- 失効の理由  
当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため
- 失効の日  
平成28年7月2日
- 罰則の適用  
条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

## 公告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成28年7月5日

石川県知事 谷本正憲

- 申請のあった年月日  
平成28年6月14日
- 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 奥能登ささゆりミーティング

## 3 代表者の氏名

上段 光洋

## 4 主たる事務所の所在地

鳳珠郡能登町上町8字239番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は奥能登の林野の生態系に属する多様な植物の保護と復元に関する事業を通して、自然保護思想の普及を図り、会員のノウハウを生かしササユリ等を増殖することで雇用促進を図れる、また豊かな森林に里山が整備されることで公益の増進に寄与することを目的とする。

**選 挙 管 理 委 員 会****石川県選挙管理委員会告示第61号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成26年分）について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年7月5日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県第三選挙区支部
- 2 訂正した収支報告書 平成27年5月28日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	63,024,136円	62,970,406円
前年繰越額	22,240,291円	22,186,561円
3 翌年への繰越額	24,312,482円	24,258,752円

- 4 訂正願受理年月日 平成28年6月13日